

第4世代移動通信システムの 導入のための特定基地局の 開設計画の認定に係る審査結果

～3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局～

総合通信基盤局

平成26年12月

第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設指針（以下「開設指針」という。）に係る特定基地局（3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定申請については、平成26年9月26日から同年10月27日までの申請期間中に、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI／沖縄セルラー電話」という。）並びにソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」という。）から申請があり、これらの3件の申請（KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、開設指針の規定に基づき、一の申請とみなす。）について、電波法第27条の13第4項及び開設指針第6項第4号の規定により、次のとおり審査を行う。

まず、申請された開設計画が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準について次のとおり審査を行う。

絶対審査基準 審査結果			
審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
開設指針第2項 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項			
本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、設備規則第49条の6の10に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第1号に規定する周波数を使用するものとする。（開設指針第2項）	無線設備規則第49条の6の10に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（TDD））に係る無線設備を使用。	無線設備規則第49条の6の10に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（TDD））に係る無線設備を使用。	無線設備規則第49条の6の10に規定する技術基準（LTE-Advanced方式（TDD））に係る無線設備を使用。
	いずれの申請も、特定基地局として規定された技術基準に係る無線設備を使用することとしているため適当と認められる。		
	評価：適	評価：適	評価：適
開設指針第3項 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項 他			
1 特定基地局に使用させることとする周波数は、3,480MHzを超え3,600MHz以下とする。（開設指針第3項第1号） 2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。（開設指針第3項第2号） 3 申請することができる周波数の帯域幅は40MHzとし、法第27条の13第2項第4号に規定する希望する周波数の範囲として、3,480MHzを超え3,520MHz以下、3,520MHzを超え3,560MHz以下及び3,560MHzを超え3,600MHz以下の周波数を希望する順に開設計画に記載すること。（開設指針第6項第3号（一））	1 希望する周波数の範囲 第1 希望 3,480MHzを超え3,520MHz以下 第2 希望 3,560MHzを超え3,600MHz以下 第3 希望 3,520MHzを超え3,560MHz以下 2 使用区域 全国	1 希望する周波数の範囲 第1 希望 3,560MHzを超え3,600MHz以下 第2 希望 3,520MHzを超え3,560MHz以下 第3 希望 3,480MHzを超え3,520MHz以下 2 使用区域 全国	1 希望する周波数の範囲 第1 希望 3,560MHzを超え3,600MHz以下 第2 希望 3,520MHzを超え3,560MHz以下 第3 希望 3,480MHzを超え3,520MHz以下 2 使用区域 全国
	いずれの申請も、3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数（周波数幅40MHz）を希望する順に記載し、かつ、全国の区域での使用を計画しているため適当と認められる。		
	評価：適	評価：適	評価：適

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル																																																																																																																					
開設指針第4項 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項																																																																																																																								
<p>1 認定開設者は、認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率※が100分の50以上になるように特定基地局を開設しなければならない。（開設指針第4項第1号）</p> <p>※一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ（特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ内の人口の合計で除した値</p> <p>2 認定開設者は、認定日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までに別表第一の一2に規定する特定ひっ迫区域において、高度特定基地局※の運用を開始しなければならない。（開設指針第4項第2号）</p> <p>※1Gbps超を実現可能な特定基地局（屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除く。）であって、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもの。 [1Gbps超を実現可能なもの]</p> <p>(1) 特定基地局（3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数に係るチャンネル間隔の合計が40MHzのものに限る。）であって、空間多重方式（一の陸上移動局への送信において8以上の空中線を使用するものに限る。(2)において同じ。）を用いるもの</p> <p>(2) 申請者の指定済周波数をキャリアアグリゲーション技術により利用する特定基地局（指定済周波数及び3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数に係るチャンネル間隔の合計が40MHz以上のものに限る。）であって、空間多重方式を用いるもの</p> <p>3 認定開設者は、全ての都道府県の区域において、特定基地局の運用を開始しなければならない。（開設指針第4項第3号）</p>	<p>1 特定基地局の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用開始日：平成28年3月31日（平成28年10月サービス開始） 平成30年度末までに全都道府県において運用開始。 <p>2 高度特定基地局の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用開始日：平成29年3月（平成29年3月サービス開始） 平成28年度末までに特定ひっ迫区域において運用開始（平成29年度末までに全ての特定ひっ迫区域において運用開始。）。 <p>3 特定基地局の人口カバー率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末に各管内で50%を達成 平成30年度末の総合通信局ごとの人口カバー率は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合通信局</th> <th>開設数※</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>515</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>東北</td><td>993</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>関東</td><td>7,453</td><td>61.7%</td></tr> <tr><td>信越</td><td>603</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>北陸</td><td>440</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>東海</td><td>1,510</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>2,780</td><td>59.4%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>897</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>四国</td><td>509</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>九州</td><td>1,282</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>沖縄</td><td>103</td><td>50.3%</td></tr> <tr><td>全国</td><td>17,085</td><td>55.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>※人口カバー率に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除いたもの）の数。</p>	総合通信局	開設数※	人口カバー率	北海道	515	50.0%	東北	993	50.0%	関東	7,453	61.7%	信越	603	50.0%	北陸	440	50.0%	東海	1,510	50.0%	近畿	2,780	59.4%	中国	897	50.0%	四国	509	50.0%	九州	1,282	50.0%	沖縄	103	50.3%	全国	17,085	55.5%	<p>1 特定基地局の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用開始日：平成28年3月31日（平成28年6月30日サービス開始） 平成30年度末までに全都道府県において運用開始。 <p>2 高度特定基地局の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用開始日：平成29年3月末 平成28年度末までに特定ひっ迫区域において運用開始。 <p>3 特定基地局の人口カバー率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末に各管内で50%を達成 平成30年度末の総合通信局ごとの人口カバー率は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合通信局</th> <th>開設数※</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>477</td><td>52.0%</td></tr> <tr><td>東北</td><td>1,162</td><td>50.2%</td></tr> <tr><td>関東</td><td>7,150</td><td>51.9%</td></tr> <tr><td>信越</td><td>433</td><td>50.3%</td></tr> <tr><td>北陸</td><td>343</td><td>51.0%</td></tr> <tr><td>東海</td><td>1,482</td><td>51.3%</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>3,039</td><td>51.3%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1,035</td><td>50.5%</td></tr> <tr><td>四国</td><td>442</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>九州</td><td>1,322</td><td>51.6%</td></tr> <tr><td>沖縄</td><td>88</td><td>50.6%</td></tr> <tr><td>全国</td><td>16,973</td><td>51.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>※人口カバー率に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除いたもの）の数。</p>	総合通信局	開設数※	人口カバー率	北海道	477	52.0%	東北	1,162	50.2%	関東	7,150	51.9%	信越	433	50.3%	北陸	343	51.0%	東海	1,482	51.3%	近畿	3,039	51.3%	中国	1,035	50.5%	四国	442	50.0%	九州	1,322	51.6%	沖縄	88	50.6%	全国	16,973	51.4%	<p>1 特定基地局の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用開始日：平成28年3月31日（平成28年12月サービス開始） 平成30年度末までに全都道府県において運用開始。 <p>2 高度特定基地局の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用開始日：平成29年3月31日（平成30年3月サービス開始） 平成28年度末までに特定ひっ迫区域において運用開始（平成29年度末までに全ての特定ひっ迫区域において運用開始。）。 <p>3 特定基地局の人口カバー率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末に各管内で50%を達成 平成30年度末の総合通信局ごとの人口カバー率は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合通信局</th> <th>開設数※</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>819</td><td>50.5%</td></tr> <tr><td>東北</td><td>1,592</td><td>50.2%</td></tr> <tr><td>関東</td><td>8,796</td><td>50.7%</td></tr> <tr><td>信越</td><td>769</td><td>50.1%</td></tr> <tr><td>北陸</td><td>543</td><td>50.2%</td></tr> <tr><td>東海</td><td>2,339</td><td>50.4%</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>3,872</td><td>50.7%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1,237</td><td>50.4%</td></tr> <tr><td>四国</td><td>654</td><td>50.1%</td></tr> <tr><td>九州</td><td>2,206</td><td>50.6%</td></tr> <tr><td>沖縄</td><td>204</td><td>50.5%</td></tr> <tr><td>全国</td><td>23,031</td><td>50.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>※人口カバー率に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除いたもの）の数。</p>	総合通信局	開設数※	人口カバー率	北海道	819	50.5%	東北	1,592	50.2%	関東	8,796	50.7%	信越	769	50.1%	北陸	543	50.2%	東海	2,339	50.4%	近畿	3,872	50.7%	中国	1,237	50.4%	四国	654	50.1%	九州	2,206	50.6%	沖縄	204	50.5%	全国	23,031	50.5%
	総合通信局	開設数※	人口カバー率																																																																																																																					
	北海道	515	50.0%																																																																																																																					
東北	993	50.0%																																																																																																																						
関東	7,453	61.7%																																																																																																																						
信越	603	50.0%																																																																																																																						
北陸	440	50.0%																																																																																																																						
東海	1,510	50.0%																																																																																																																						
近畿	2,780	59.4%																																																																																																																						
中国	897	50.0%																																																																																																																						
四国	509	50.0%																																																																																																																						
九州	1,282	50.0%																																																																																																																						
沖縄	103	50.3%																																																																																																																						
全国	17,085	55.5%																																																																																																																						
総合通信局	開設数※	人口カバー率																																																																																																																						
北海道	477	52.0%																																																																																																																						
東北	1,162	50.2%																																																																																																																						
関東	7,150	51.9%																																																																																																																						
信越	433	50.3%																																																																																																																						
北陸	343	51.0%																																																																																																																						
東海	1,482	51.3%																																																																																																																						
近畿	3,039	51.3%																																																																																																																						
中国	1,035	50.5%																																																																																																																						
四国	442	50.0%																																																																																																																						
九州	1,322	51.6%																																																																																																																						
沖縄	88	50.6%																																																																																																																						
全国	16,973	51.4%																																																																																																																						
総合通信局	開設数※	人口カバー率																																																																																																																						
北海道	819	50.5%																																																																																																																						
東北	1,592	50.2%																																																																																																																						
関東	8,796	50.7%																																																																																																																						
信越	769	50.1%																																																																																																																						
北陸	543	50.2%																																																																																																																						
東海	2,339	50.4%																																																																																																																						
近畿	3,872	50.7%																																																																																																																						
中国	1,237	50.4%																																																																																																																						
四国	654	50.1%																																																																																																																						
九州	2,206	50.6%																																																																																																																						
沖縄	204	50.5%																																																																																																																						
全国	23,031	50.5%																																																																																																																						
<p>いずれの申請も、平成30年度末の総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上であり、平成28年度末までに特定ひっ迫区域において高度特定基地局を運用開始することとしており、かつ、特定基地局を全ての都道府県で運用開始することとしているため適当と認められる。</p>																																																																																																																								
評価：適		評価：適	評価：適																																																																																																																					

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
開設指針第5項 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項			
特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。(開設指針第5項)	<ul style="list-style-type: none"> ・適応多値変調を適用。 ・キャリアアグリゲーションを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適応多値変調を適用。 ・キャリアアグリゲーションを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適応多値変調を適用。 ・キャリアアグリゲーションを導入。
	いずれの申請も、特定基地局の無線設備に対して、電波の能率的な利用を確保するために、適応多値変調及びキャリアアグリゲーション技術を用いることとしているため適当と認められる。		
	評価：適	評価：適	評価：適
別表第2（開設計画の認定の要件）			
1 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針別表第2の一)	1 設置場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局への併設により対応し、既に約10.5万箇所（うち約7万箇所は屋外）の設置場所を確保。（併設が耐荷重やスペース面で不可能な場合に新設を実施。） ・高度特定基地局用にアンテナを低く設置できる場所（ビル壁面等）を新たに選定。 ・特定基地局設備の併設を容易にするため、小型軽量化、省スペース化等を実施。 ・無線局の開設に対し、地域住民への説明や問合せ対応等を実施。 <p><以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一3）にあわせて記載。></p>	1 設置場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局への併設により対応し、既に約5.6万箇所の設置場所を確保。（併設が電源設備やスペースの関係で不可能な場合に新設を実施。） ・トラヒック対策用に新たに開設する小型基地局の設置場所として電柱等を確保。 ・特定基地局設備の併設を容易にするため、小型軽量化、省スペース化等を実施。 ・無線局の開設に対し、地域住民への説明や問合せ対応等を実施。 <p><以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一3）にあわせて記載。></p>	1 設置場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局への併設により対応し、既に約24.3万箇所（うち約22.8万箇所は屋外）の設置場所を確保。（併設が困難な場合に新設を実施。） ・トラヒック対策用に新たに開設する小型基地局について、設置場所として電柱等を確保。 ・無線局の開設に対し、地域住民への説明や問合せ対応等を実施。 <p><以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一3）にあわせて記載。></p>
	2 無線設備の調達 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局の無線設備について納入実績があるベンダを含め、複数ベンダから調達を予定。 ・平成26年度から開発に着手。平成27年度までに開発が完了し、運用開始時期（平成28年3月末）までに導入が可能。 	2 無線設備の調達 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局の無線設備について納入実績があるベンダを含む複数のベンダと調達可能性について検討。 ・既にベンダと商用化に向けた技術協議を開始しており、既設基地局の納入実績から、運用開始時期（平成28年3月末）までに導入が可能。 	2 無線設備の調達 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局の無線設備について納入実績があるベンダを含め、複数のベンダから提案を受け、調達先を検討。 ・平成26年度から開発に着手。平成27年度中旬までに開発が完了し、運用開始時期（平成28年3月末）までに導入が可能。
	3 業者との協力体制 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。 	3 業者との協力体制 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。 	3 業者との協力体制 <ul style="list-style-type: none"> ・既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。
	いずれの申請も、設置場所の確保、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画を有し、その根拠として具体的な規模・時期・方法等が示されているほか現行サービスでの実績も有しているため適当と認められる。		
	評価：適	評価：適	評価：適

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル	
<p>2 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針別表第2の二)</p>	<p>1 技術検討・実験・標準化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LTE-Advanced方式について、平成23年に実証実験等を実施。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。 <p>2 電気通信設備の調達・工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末設備については、既にベンダと検討を開始しており、サービス開始時期(平成28年10月)までに商用端末の開発を実施。 ・伝送路設備(中継回線)は、現行サービスのIPルータ網及びイーサネット網を活用するほか、必要に応じ増設を実施。 ・伝送路設備(エントランス回線)は、現行サービスのエントランス回線を活用し、必要に応じて増設を行うほか、新規回線調達を実施。 ・交換設備は、現行サービスのものを活用。 <p>3 電気通信設備の運用・保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行サービスの運用保守に従事する技術要員(自社及び業務委託)により対応し、今後の増加に対しては、人材交流等により常時適切な人員数を確保。 ・24時間体制での運用・監視を実施。 	<p>1 技術検討・実験・標準化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LTE-Advanced方式について、平成23年度から、実証実験等を実施。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。 <p>2 電気通信設備の調達・工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末設備については、複数のベンダからの調達を検討。サービス開始時期(平成28年6月30日)までに標準化が完了している範囲で商用端末の開発を実施。 ・伝送路設備(中継回線)は、現行サービスのIP網を活用するほか、必要に応じ増設を実施。 ・伝送路設備(エントランス回線)は、現行サービスのエントランス回線を活用するほか、必要に応じて増設を行う。 ・交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、トラヒック増加等に伴い増設を実施。 <p>3 電気通信設備の運用・保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行サービスの運用保守に従事する技術要員(自社及び業務委託)により対応し、今後の増加に対しては、研修等受けた社員により必要な人員数を確保。 ・24時間体制での運用・監視を実施。 	<p>1 技術検討・実験・標準化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LTE-Advanced方式について、平成25年から実証実験等を実施。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。 <p>2 電気通信設備の調達・工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末設備については、複数のベンダからの調達を検討。平成28年度の調達に向けて協議を開始。 ・伝送路設備(中継回線)は、既に確保しているほか、必要に応じ増速を実施。 ・伝送路設備(エントランス回線)は、調達実績のある事業者から調達予定。 ・交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、トラヒック需要に応じて設備の調達を実施。 <p>3 電気通信設備の運用・保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行サービスの運用保守に従事する技術要員(自社及び業務委託)により対応し、今後の増加に対しては、毎年の保全体制の見直しにより対応。 ・24時間体制での運用・監視を実施。 	
	<p>いずれの申請も、技術的な検討、実験、標準化等の実績等を有しており、かつ、電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画を有し、その根拠として現行サービスの設備・要員の活用やその他方法について具体的に示されているため適当と認められる。</p>			
		<p>評価：適</p>	<p>評価：適</p>	<p>評価：適</p>

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
3 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針別表第2の三)	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・従事者に対し、訓練や研修等を実施。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・従事者に対し、研修等を実施。 ・社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・資格取得支援制度等により継続して必要な人員の確保を図る。
	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・従事者に対し、訓練や研修等を実施。	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・従事者に対し、研修等を実施。	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・資格取得支援制度等により継続して必要な人員の確保を図る。
いずれの申請も、無線従事者及び電気通信主任技術者の配置に関する計画を有し、その根拠として現行サービスに従事する要員を主として特定基地局の運用を実施する等の方法が示されているため適当と認められる。			
評価：適	評価：適		評価：適
4 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の四)	・地域間中継伝送路の3ルート化を実施。 ・エントランス回線網にリング構成を採用し、経路を冗長化。 ・交換機構成の多重化により装置の負荷を分散することで通信のふくそうを回避。 ・車載型基地局（58台）を配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局に対してエンジンによる無停電化又はバッテリーの24時間化を実施。 <以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一4）にあわせて記載。>	・中央局と集約局を接続する回線について、設備や伝送路の冗長化を実施。 ・エントランス回線を冗長化。 ・通信のふくそうなどを防止するため、基地局の負荷が一定以上になった場合に自動的に制御をかける仕組みなどを導入。 ・車載型基地局（21台）及び可搬型基地局（32台）を配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーを24時間化。 <以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一4）にあわせて記載。>	・基幹網及び交換設備間の伝送路を全ルート冗長化。 ・エントランス回線の冗長化を実施。 ・通信のふくそうを防止するため、複数の設備でトラヒックを分散・平準化。 ・全国に車載型基地局（100台）及び可搬型基地局（200台）を配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーを24時間化。 <以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一4）にあわせて記載。>
	いずれの申請も、安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有し、その根拠として当該対策を既に実施するなどの実績があるため適当と認められる。		
評価：適	評価：適		評価：適

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
<p>5 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して5年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の五）</p>	<p>1 設備投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定基地局の基地局設備への投資額…約1,821億円※ ※平成26～31年度までの累計額。 <p>2 資金調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約4.3兆円（平成26年3月期決算短信により確認）） <p>3 損益</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字である。 	<p>1 設備投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定基地局の基地局設備への投資額…約1,676億円※ ※平成26～31年度までの累計額。 <p>2 資金調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約2.3兆円（KDDI）及び約0.05兆円（沖縄セルラー電話）（いずれも平成26年3月期有価証券報告書により確認）） <p>3 損益</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字である。 	<p>1 設備投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定基地局の基地局設備への投資額…約787億円※ ※平成26～31年度までの累計額。 <p>2 資金調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約1.1兆円（平成26年3月期有価証券報告書により確認）） <p>3 損益</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字である。
	<p>いずれの申請も、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る利益がいずれの年度においても生じる計画であるため適当と認められる。</p>		
	<p>評価：適</p>	<p>評価：適</p>	<p>評価：適</p>

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
<p>6 法令遵守のための対策、平成十六年総務省告示第六百九十五号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための対策及び電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他の電気通信役務の内容を利用者に明確に伝えることその他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。 （開設指針別表第2の六）</p>	<p>1 法令遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針、社内規程等を策定（申請書に添付）し、社内体制を整備。 ・社員への教育、研修等を実施し、内部監査を実施。 ・社内外にコンプライアンス通報（公益通報）窓口を設置。 <p>2 個人情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 ・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置。 ・個人情報に係る業務委託先に対しても立ち入り調査等により監督。 <p>3 利用者利益の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、対面により対応しているほか、問合せフォームにより24時間対応。 ・電話やHPより、利用者の声を集約し、品質改善に反映する仕組みを構築。 ・広告表示について、最新端末の仕様に準じたサービスエリアをサービスごとに提供。 	<p>1 法令遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針、社内規程等を策定（申請書に添付）し、社内体制を整備。 ・社員への教育、研修等を実施。 ・社内外にコンプライアンス通報（公益通報）窓口を設置。 <p>2 個人情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 ・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置。 ・個人情報に係る業務委託先に対しても内部監査を実施。 <p>3 利用者利益の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、対面により対応しているほか、問合せフォームにより24時間対応。 ・広告表示について、審査部門において通信速度等のサービススペックの事実確認を実施。 	<p>1 法令遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針、社内規程等を策定（申請書に添付）し、社内体制を整備。 ・社員への教育、研修等を実施。 ・社内外にコンプライアンス通報（公益通報）窓口を設置。 ・コンプライアンスとあわせて反社会勢力への対応についても規定。 <p>2 個人情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 ・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置。 ・個人情報に係る業務委託先に対しても現地調査等を実施。 <p>3 利用者利益の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、eメール等により対応。 ・広告表示について、法務部門のチェックや外部機関への照会を実施。
	<p>いずれの申請も、法令遵守並びに個人情報及び利用者利益の保護のための体制の整備に関する計画を有し、その根拠として社内規程等の添付もあるため適当と認められる。</p>		
	評価：適	評価：適	評価：適

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
<p>7 次に掲げる混信等の防止に関する計画及びその根拠を有していること。 (開設指針別表第2の七)</p> <p>(1) 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る協議の実施又は当該設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所若しくは無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画</p> <p>(2) 特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に関する計画</p> <p>(3) 第六項第十号に定める体制の整備に関する計画</p>	<p>1 3,480～3,600MHzの地球局等への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び無線局個別の調整窓口）を通して調整を実施。 3,480～3,600MHzの地球局については、サイトエンジニアリング（離隔距離の確保、基地局設置場所、指向方向の調整等）、スモールセルの導入を基本として事前対策を実施。 事前対策の実施にもかかわらず、干渉が発生した場合は、チルト角の遠隔制御やアンテナ設置位置の調整を実施。 <p>2 他の認定開設者との混信防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての認定開設者が同じフレーム構成で時刻同期がとられた状態で運用するため、他の認定開設者と協議を実施し、共同で混信等の防止を実施。 フレーム構成は上下比率1対8（Uplink-downlink configuration 5）が望ましいが、上下比率1対3（Uplink-downlink configuration 2）での運用も検討。 <p>3 受信設備に係る体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設計画認定後速やかに他の認定開設者と協議・合意。 他の認定開設者と共同して、特定基地局を最初に開設する3ヶ月前に当該基地局の影響に関する周知を開始するとともにその問合せ等に応じる窓口の設置等を実施。 <p>いずれの申請も、3,480を超え3,600MHz以下の周波数を使用する地球局等及び他の認定開設者の無線局への混信防止対策並びに宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備への影響に関する周知及び問合せ等に応じる窓口の設置を行う計画を有し、その根拠として既設の無線局での干渉調整や窓口設置の実績等があるため適当と認められる。</p>	<p>1 3,480～3,600MHzの地球局等への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 干渉調整の窓口を通して調整を実施。 3,480～3,600MHzの地球局については、サイトエンジニアリング（離隔距離の確保、基地局設置場所、指向方向の調整等）や干渉地球局周囲への電波遮蔽効果を有する施設の設置を実施。 <p>2 他の認定開設者との混信防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての認定開設者が同期をとるため、新たに設置する検討会において、他の認定開設者と協議を実施し、認定日から3ヶ月以内に合意形成を行い、共同で混信等の防止を実施。 フレーム構成は上下比率1対3（Uplink-downlink configuration 2）を希望。 <p>3 受信設備に係る体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに設置する検討会において、他の認定開設者と協議し、認定日から3ヶ月以内に合意形成。 認定日から6ヶ月以内に特定基地局の影響に関する周知及び窓口の設置等を共同して実施。 	<p>1 3,480～3,600MHzの地球局等への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び無線局個別の調整窓口）を通して調整を実施。 3,480～3,600MHzの地球局への影響が想定される市町村で特定基地局の開設を行わないことで十分な離隔距離を確保。 ただし、協議により合意できた場合は、必要に応じサイトシールドングやフィルタの挿入を実施。地球局への受信フィルタの挿入方法及び費用負担については、他の認定開設者を含めて協議を行う。 <p>2 他の認定開設者との混信防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての認定開設者が同期をとるため、他の認定開設者と速やかに協議を実施し、合意形成を行い、共同で混信等の防止を実施。 フレーム構成は上下比率1対3（Uplink-downlink configuration 2）を計画。 <p>3 受信設備に係る体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の認定開設者と認定日から6ヶ月以内に協議を実施し、合意の上で、認定者共同窓口を設置。 窓口を設置後、合意の日から6ヶ月以内に対象となる衛星受信設備を設置している者への周知等を共同して実施。
	評価：適	評価：適	評価：適

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
8 既存事業者以外の者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の八)	<ul style="list-style-type: none"> 卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施（指定済周波数の基地局において、指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対する提供の実績あり）。 <p><以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一5）にあわせて記載。></p>	<ul style="list-style-type: none"> 卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施（指定済周波数の基地局において、指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対する提供の実績あり）。 <p><以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一5）にあわせて記載。></p>	<ul style="list-style-type: none"> 卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施（指定済周波数の基地局において、指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対する提供の実績あり）。 <p><以上の他、詳細は、競願時審査基準（開設指針別表第3の一5）にあわせて記載。></p>
	いずれの申請も、指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対して、特定基地局の利用を促進するための計画を有し、その根拠として現行サービスにおいてMVNOの実績等があるため適当と認められる。		
	評価：適	評価：適	評価：適
9 申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の九)	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能データ通信量に応じた、個人及び法人向けの複数の料金プランを提供。利用者の通信量の平均値や分布、今後の一人当たりのトラヒックの伸びを考慮して利用可能データ通信量を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者層毎の月間通信量を勘案し、利用可能データ通信量に応じた、複数の料金プランを提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体の平均通信量・通信量分布及びこれらの推移等に留意して、利用可能データ通信量に応じた、複数の料金プランを提供。
	いずれの申請も、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画を有し、その根拠として現行サービスにおいて同様の料金プランを設定した実績があるため適当と認められる。		
	評価：適	評価：適	評価：適

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
<p>10 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。(開設指針別表第2の十)</p> <p>1 本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。</p> <p>2 本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。</p> <p>3 申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。</p> <p>4 次に掲げる者(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。</p> <p>(一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等(申請者を除く。)</p> <p>(二) 法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は(一)に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者</p> <p>(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等</p> <p>(2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第1の八6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等</p> <p>(三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者</p> <p>(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)</p> <p>(2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)との間において別表第1の八6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)</p> <p>(四) 申請者の代表権を有する役員が法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体</p> <p>(五) 申請者の役員の地位を兼ねる法人又は団体の役員又は職員の数が、申請者の役員の総数の2分の1超である場合における当該法人又は団体</p> <p>(六) 法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数が、法人又は団体の役員の総数の2分の1超である場合における当該法人又は団体</p>	<p>・申請者は、開設指針別表第2の十に掲げる要件を満たしている。</p> <p>※ 開設指針別表第2の十の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり。</p>	<p>・申請者は、開設指針別表第2の十に掲げる要件を満たしている。</p> <p>※ 開設指針別表第2の十の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり。</p>	<p>・申請者は、開設指針別表第2の十に掲げる要件を満たしている。</p> <p>※ 開設指針別表第2の十の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり。</p>
<p>いずれの申請も、申請者に関する要件を満たしているため適当と認められる。</p>			
<p>評価：適</p>		<p>評価：適</p>	<p>評価：適</p>

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
電波法第27条の13第4項			
開設計画が確実に実施される見込みがあること。(電波法第27条の13第4項第2号)	以上のとおり、特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等の開設計画について当該計画の実績、根拠等が示されており確実に実施される見込みがあるため適当と認められる。		
	評価：適	評価：適	評価：適
開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実にであると認められること。(電波法第27条の13第4項第3号)	・3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する地球局等への混信防止対策を実施。 ・他の認定開設者と同期を実施。 <詳細は、絶対審査基準(開設指針別表第2の七)にあわせて記載。>	・3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する地球局等への混信防止対策を実施。 ・他の認定開設者と同期を実施。 <詳細は、絶対審査基準(開設指針別表第2の七)にあわせて記載。>	・3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する地球局等への混信防止対策を実施。 ・他の認定開設者と同期を実施。 <詳細は、絶対審査基準(開設指針別表第2の七)にあわせて記載。>
	開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する地球局等への混信防止対策等が示されており、周波数の割当てが可能であり適当と認められる。		
	評価：適	評価：適	評価：適

以上のように、いずれの申請も絶対審査基準の各項目に適合していることから、絶対審査基準を満たしている申請の数は3となり、開設指針第6項第4号の規定により、3件の申請全てを認定することとする。

なお、開設計画の認定に関し、電波法第27条の13第4項に基づく周波数の指定は、開設指針第6項第6号の規定により、次表に示す開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。

NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
第1希望 3,480MHzを超え3,520MHz以下 (Lowバンド)	第1希望 3,560MHzを超え3,600MHz以下 (Highバンド)	第1希望 3,560MHzを超え3,600MHz以下 (Highバンド)
第2希望 3,560MHzを超え3,600MHz以下 (Highバンド)	第2希望 3,520MHzを超え3,560MHz以下 (Middleバンド)	第2希望 3,520MHzを超え3,560MHz以下 (Middleバンド)
第3希望 3,520MHzを超え3,560MHz以下 (Middleバンド)	第3希望 3,480MHzを超え3,520MHz以下 (Lowバンド)	第3希望 3,480MHzを超え3,520MHz以下 (Lowバンド)

この場合において、KDDI／沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルが3,560MHzを超え3,600MHz以下の周波数を希望しており、いずれも既存事業者の申請であるため、開設指針第6項第6号の規定により、競願時審査基準(開設指針別表第3の一の審査基準)への適合の度合いが高い者の希望を優先するため、次ページ以降のとおり競願時審査基準の審査を行う。

なお、競願時審査基準の審査対象となる申請は、いずれも既存事業者からの申請であることから、開設指針第6項第6号（一）の規定及び事前に公表した審査の点数化及び配点を踏まえ、次の審査方法及び配点等により審査を行う。

<審査方法>

- 審査の透明性・客観性を確保する観点から、基準Aから基準Hまでへの適合度合いを点数化し、合計点数の高低により順位を確定する。同順位者が生じた場合は、基準Iへの適合度合いを点数化し、優劣を決する。
- 各基準は電波の有効利用の促進の観点からいずれも重要であることから、各基準の配点(最高点)は同点とする。
- 「評価方法」の記載に従い、点数を付与する。
- 基準C～E・Gの審査は、各観点における評価が優れているものの数が多い計画を優位とする。

<配点等>

審査事項		評価方法	配点
基準A	認定から4年後の年度末における、特定基地局の人口カバー率がより大きいこと	他の2者より大きいこと 2点 他の1者より大きいこと 1点	2 (最高点)
基準B	認定から4年後の年度末における、特定ひっ迫区域における高度特定基地局数がより多いこと	他の2者より多いこと 2点 他の1者より多いこと 1点	2 (最高点)
基準C	特定基地局(屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするために設置するもの)の開設数及び開設場所に関する具体的な計画がより充実していること	他の2者よりも計画が優位であること 2点 他の1者よりも計画が優位であること 1点 評価の観点:①屋内基地局の設置数、②屋内基地局の開設場所の確保	2 (最高点)
基準D	電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること	他の2者よりも計画が優位であること 2点 他の1者よりも計画が優位であること 1点 評価の観点:①人為ミスの防止、②設備容量の確保、③ソフトウェアバグの防止、④その他の対策	2 (最高点)
基準E	多数の者に対する電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること	他の2者よりも計画が優位であること 2点 他の1者よりも計画が優位であること 1点 評価の観点:①サービス提供方法の多様性、②サービス提供対象者*の多数性 ※ 携帯電話事業者及びBWA事業者を除く	2 (最高点)
基準F	指定済周波数に対する契約数の割合がより大きいこと ※ 周波数を一体運用する既存事業者又は BWA 事業者の周波数及び契約数を含む。 なお、事業者間のMVNOにより契約数に重複がある場合は調整を実施する。	指定済周波数幅に対する契約数の割合が全ての既存事業者の平均値より大きいこと 2点	2
基準G	認定から4年後の年度末における、指定済周波数による人口カバー率がより大きいこと	他の2者より大きいこと 2点 他の1者より大きいこと 1点 評価の観点:①基地局の人口カバー率、②4G基地局の人口カバー率	2 (最高点)
基準H	認定から2年後の年度末における、特定基地局又は指定済周波数によるエリア外人口の解消数がより多いこと	他の2者より多いこと 2点 他の1者より多いこと 1点	2 (最高点)
基準I	認定から4年後の年度末における、特定基地局又は指定済周波数による面積カバー率がより大きいこと	他の2者より大きいこと 2点 他の1者より大きいこと 1点	2 (最高点)

競願時審査基準 審査結果

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル																																																															
基準 A 認定から4年後の年度末における、特定基地局の人口カバー率がより大きいこと																																																																		
<p>認定日から起算して4年を経過した日の属する年度の末日の計画において特定基地局の人口カバー率[※]を5%単位で切り上げた値^{※※}がより大きいこと。(開設指針別表第3の-1)</p> <p>※メッシュ(特定基地局(屋内等に設置するものを除く。))とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。)内の人口の合計を、全国の人口で除した値をいう。</p> <p>※※100分の5で除した値(1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。)</p>	<p>特定基地局の人口カバー率</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数[※]</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>1</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>1,711</td> <td>8.3%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>8,300</td> <td>37.6%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>17,085</td> <td>55.5%</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>17,586</td> <td>55.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口カバー率に係る特定基地局(屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除いたもの)の数。</p>		開設数 [※]	人口カバー率	平成26年度末	0	0.0%	平成27年度末	1	0.0%	平成28年度末	1,711	8.3%	平成29年度末	8,300	37.6%	平成30年度末	17,085	55.5%	平成31年度末	17,586	55.5%	<p>特定基地局の人口カバー率</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数[※]</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>1</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>1,717</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>5,085</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>16,973</td> <td>51.4%</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>16,973</td> <td>51.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口カバー率に係る特定基地局(屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除いたもの)の数。</p>		開設数 [※]	人口カバー率	平成26年度末	0	0.0%	平成27年度末	1	0.0%	平成28年度末	1,717	0.1%	平成29年度末	5,085	5.1%	平成30年度末	16,973	51.4%	平成31年度末	16,973	51.4%	<p>特定基地局の人口カバー率</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数[※]</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>111</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>2,471</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>10,386</td> <td>29.4%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>23,031</td> <td>50.5%</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>23,031</td> <td>50.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口カバー率に係る特定基地局(屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除いたもの)の数。</p>		開設数 [※]	人口カバー率	平成26年度末	0	0.0%	平成27年度末	111	0.2%	平成28年度末	2,471	4.5%	平成29年度末	10,386	29.4%	平成30年度末	23,031	50.5%	平成31年度末	23,031	50.5%
		開設数 [※]	人口カバー率																																																															
	平成26年度末	0	0.0%																																																															
	平成27年度末	1	0.0%																																																															
	平成28年度末	1,711	8.3%																																																															
平成29年度末	8,300	37.6%																																																																
平成30年度末	17,085	55.5%																																																																
平成31年度末	17,586	55.5%																																																																
	開設数 [※]	人口カバー率																																																																
平成26年度末	0	0.0%																																																																
平成27年度末	1	0.0%																																																																
平成28年度末	1,717	0.1%																																																																
平成29年度末	5,085	5.1%																																																																
平成30年度末	16,973	51.4%																																																																
平成31年度末	16,973	51.4%																																																																
	開設数 [※]	人口カバー率																																																																
平成26年度末	0	0.0%																																																																
平成27年度末	111	0.2%																																																																
平成28年度末	2,471	4.5%																																																																
平成29年度末	10,386	29.4%																																																																
平成30年度末	23,031	50.5%																																																																
平成31年度末	23,031	50.5%																																																																
NTTドコモ & KDDI／沖縄セルラー電話	<p>・NTTドコモの申請は、平成30年度末の特定基地局の人口カバー率が55%を超え60%以下の範囲であるのに対し、KDDI／沖縄セルラー電話の申請は、平成30年度末の特定基地局の人口カバー率が50%を超え55%以下の範囲であることから、NTTドコモの申請を優位と評価。</p>																																																																	
NTTドコモ & ソフトバンクモバイル	<p>・NTTドコモの申請は、平成30年度末の特定基地局の人口カバー率が55%を超え60%以下の範囲であるのに対して、ソフトバンクモバイルの申請は、平成30年度末の特定基地局の人口カバー率が50%を超え55%以下の範囲であることから、NTTドコモの申請を優位と評価。</p>																																																																	
KDDI／沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル	<p>・いずれの申請も、平成30年度末の特定基地局の人口カバー率が50%を超え55%以下の範囲内であることから、両者の申請を同等と評価。</p>																																																																	
<p>対抗的な審査(2者間の総当たりによる審査)の結果は次のとおり。</p> <p>・NTTドコモは、KDDI／沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの2者よりも申請が優位。</p> <p>・KDDI／沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの2者はいずれも同等。</p>																																																																		
評価：2点		評価：0点	評価：0点																																																															

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル																																										
基準B 認定から4年後の年度末における、特定ひっ迫区域における高度特定基地局数がより多いこと																																													
<p>認定日から起算して4年を経過した日の属する年度の末日の計画において特定ひっ迫区域における高度特定基地局※の数を1,000局単位で切り上げた値※※がより大きいこと。(開設指針別表第3の一2)</p> <p>※1Gbps超を実現可能な特定基地局(屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除く。)であって、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもの。</p> <p>[1Gbps超を実現可能なもの]</p> <p>(1) 特定基地局(3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数に係るチャンネル間隔の合計が40MHzのものに限る。)であって、空間多重方式(一の陸上移動局への送信において8以上の空中線を使用するものに限る。(2)において同じ。)を用いるもの</p> <p>(2) 申請者の指定済周波数をキャリアアグリゲーション技術により利用する特定基地局(指定済周波数及び3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数に係るチャンネル間隔の合計が40MHz以上のものに限る。)であって、空間多重方式を用いるもの</p> <p>※※1,000で除した値(1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。)</p>	<p>高度特定基地局の開設数</p> <p>・高度特定基地局の開設数は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>501</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>5,027</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>5,027</td> </tr> </tbody> </table>		開設数	平成26年度末	0	平成27年度末	0	平成28年度末	1	平成29年度末	501	平成30年度末	5,027	平成31年度末	5,027	<p>高度特定基地局の開設数</p> <p>・高度特定基地局の開設数は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		開設数	平成26年度末	0	平成27年度末	0	平成28年度末	1	平成29年度末	3	平成30年度末	5	平成31年度末	5	<p>高度特定基地局の開設数</p> <p>・高度特定基地局の開設数は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>1,818</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>3,270</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>3,270</td> </tr> </tbody> </table>		開設数	平成26年度末	0	平成27年度末	0	平成28年度末	951	平成29年度末	1,818	平成30年度末	3,270	平成31年度末	3,270
		開設数																																											
	平成26年度末	0																																											
	平成27年度末	0																																											
平成28年度末	1																																												
平成29年度末	501																																												
平成30年度末	5,027																																												
平成31年度末	5,027																																												
	開設数																																												
平成26年度末	0																																												
平成27年度末	0																																												
平成28年度末	1																																												
平成29年度末	3																																												
平成30年度末	5																																												
平成31年度末	5																																												
	開設数																																												
平成26年度末	0																																												
平成27年度末	0																																												
平成28年度末	951																																												
平成29年度末	1,818																																												
平成30年度末	3,270																																												
平成31年度末	3,270																																												
	<p>NTTドコモ & KDDI／沖縄セルラー電話</p> <p>・NTTドコモの申請は、平成30年度末の特定ひっ迫区域における高度特定基地局の数が5,000局を超え6,000局以下の範囲であるのに対して、KDDI／沖縄セルラー電話の申請は、平成30年度末の特定ひっ迫区域における高度特定基地局の数が0局を超え1,000局以下の範囲であることから、NTTドコモの申請を優位と評価。</p>																																												
	<p>NTTドコモ & ソフトバンクモバイル</p> <p>・NTTドコモの申請は、平成30年度末の特定ひっ迫区域における高度特定基地局の数が5,000局を超え6,000局以下の範囲であるのに対して、ソフトバンクモバイルの申請は、平成30年度末の特定ひっ迫区域における高度特定基地局の数が3,000局を超え4,000局以下の範囲であることから、NTTドコモの申請を優位と評価。</p>																																												
	<p>KDDI／沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル</p> <p>・ソフトバンクモバイルの申請は、平成30年度末の特定ひっ迫区域における高度特定基地局の数が3,000局を超え4,000局以下の範囲であるのに対して、KDDI／沖縄セルラー電話の申請は、平成30年度末の特定ひっ迫区域における高度特定基地局の数が0局を超え1,000局以下の範囲であることから、ソフトバンクモバイルの申請を優位と評価。</p>																																												
	<p>対抗的な審査(2者間の総当たりによる審査)の結果は次のとおり。</p> <p>・NTTドコモは、KDDI／沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの2者よりも申請が優位。</p> <p>・ソフトバンクモバイルは、KDDI／沖縄セルラー電話の1者よりも申請が優位。</p>																																												
	評価：2点	評価：0点	評価：1点																																										

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
------	--------	---------------	------------

基準C 特定基地局(屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするために設置するもの)の開設数及び開設場所に関する具体的な計画がより充実していること

特定基地局（屋内等に設置するもの及び屋内においてその通信の相手方である陸上移動局との間の通信を可能とするために設置するものに限る。）の開設数及びその開設場所に関する具体的な計画がより充実していること。（開設指針別表第3の-3）

1 屋内をエリア化する特定基地局の開設数の観点
 ・滞在時間が長く、滞留人数が多い大規模施設から3,004施設を選定し、その屋内等に特定基地局を設置してエリア化を実施。開設数は次のとおり。

	開設数
平成26年度末	0
平成27年度末	0
平成28年度末	100
平成29年度末	1,179
平成30年度末	3,004
平成31年度末	3,004

・トラヒックが高い地区の小規模商業施設について、屋内に適切に電波が浸透するよう、浸透損を見込んで屋外に特定基地局を設置することでエリア化を実施。開設数は次のとおり。

	開設数
平成26年度末	0
平成27年度末	0
平成28年度末	706
平成29年度末	3,515
平成30年度末	7,037
平成31年度末	7,037

2 屋内をエリア化する特定基地局の開設場所の観点

・屋内等に設置する特定基地局の設置場所については、エリア化を行う施設の名称と設置場所の確保状況について資料を添付。
 ・屋外に設置する特定基地局の設置場所については既存の基地局（約7万局）との併設で対応。必要に応じて新たに設置場所を確保。

1 屋内をエリア化する特定基地局の開設数の観点
 ・大規模な商業施設などについて、その屋内等に特定基地局を設置してエリア化を実施。開設数は次のとおり。

	開設数
平成26年度末	0
平成27年度末	0
平成28年度末	0
平成29年度末	362
平成30年度末	662
平成31年度末	996

・屋内エリア化を行う屋外の特定基地局の設置予定はない。

2 屋内をエリア化する特定基地局の開設場所の観点

・大規模な商業施設、オフィスビルなどについては、既存の基地局（全国約1万局）から最適な設置場所を選定し屋内等に特定基地局を設置してエリア化。
 ※ 屋内エリア化を行うために屋外に特定基地局を設置する予定がないため、設置場所に関する記述はない。

1 屋内をエリア化する特定基地局の開設数の観点
 ・地下街など屋外から電波の浸透が見込めない1,000施設について、その屋内等に特定基地局を設置してエリア化を実施。開設数は次のとおり。

	開設数
平成26年度末	0
平成27年度末	0
平成28年度末	0
平成29年度末	122
平成30年度末	574
平成31年度末	1,000

・上記以外の屋内等をエリア化するため、屋内浸透損を実証実験に基づき算出した上で、屋外から屋内に適切に電波が浸透するようエリア設計。開設数は次のとおり。

	開設数
平成26年度末	0
平成27年度末	90
平成28年度末	2,080
平成29年度末	8,748
平成30年度末	19,404
平成31年度末	19,404

・個人住宅等について、フェムトセル基地局による対策を行っていくことを検討。

2 屋内をエリア化する特定基地局の開設場所の観点

・屋内等に設置する特定基地局を設置場所についてはエリア化を行う施設の名称と設置場所の確保状況について明記。
 ・屋外に設置する特定基地局の設置場所については、グループ通信会社設置のものを含む既存の基地局（約5.9万箇所。候補設置場所リストを添付）との併設で対応。必要に応じて新たな基地局設置場所を確保。

↓ (次頁)

NTTドコモ & KDDI/沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> 「屋内をエリア化する特定基地局の開設数」の観点では、NTTドコモの申請は、屋内エリア化を図るために屋外に設置する特定基地局の開設数の算定の考え方が明記されており、KDDI/沖縄セルラー電話の申請に比べて具体的計画を有することから、より優位と評価。 「屋内をエリア化する特定基地局の開設場所」の観点では、NTTドコモの申請は、屋内等に設置する特定基地局の設置場所及びその確保状況を示した資料を添付しており、KDDI/沖縄セルラー電話の申請に比べて具体的計画を有することから、より優位と評価。 <p>以上から、NTTドコモの申請は、KDDI/沖縄セルラー電話の申請よりも計画が優位と評価。</p>	
NTTドコモ & ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> 「屋内をエリア化する特定基地局の開設数」の観点では、ソフトバンクモバイルの申請は、フェムトセル基地局の導入を検討することとしており、NTTドコモの申請と比べて具体的計画を有することから、より優位と評価。 「屋内をエリア化する特定基地局の開設場所」の観点では、ソフトバンクモバイルの申請は、屋内等のエリア化を行う屋外の特定基地局の設置場所候補リストを添付しており、NTTドコモの申請に比べて具体的計画を有することから、より優位と評価。 <p>以上から、ソフトバンクモバイルの申請は、NTTドコモの申請よりも計画が優位と評価。</p>	
KDDI/沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> 「屋内をエリア化する特定基地局の開設数」の観点では、ソフトバンクモバイルの申請は、屋内エリア化を図るために屋外に設置する特定基地局の開設数の算定の考え方が明記されているとともに、フェムトセル基地局の導入を検討することとしており、KDDI/沖縄セルラー電話の申請に比べて具体的計画を有することから、より優位と評価。 「屋内をエリア化する特定基地局の開設場所」の観点では、ソフトバンクモバイルの申請は、屋内等に設置する特定基地局の設置場所の確保状況について明記しており、KDDI/沖縄セルラー電話の申請に比べて具体的計画を有することから、より優位と評価。 <p>以上から、ソフトバンクモバイルの申請は、KDDI/沖縄セルラー電話の申請よりも計画が優位と評価。</p>	
<p>対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトバンクモバイルは、NTTドコモ及びKDDI/沖縄セルラー電話の2者よりも申請が優位。 NTTドコモは、KDDI/沖縄セルラー電話の1者よりも申請が優位。 		
評価：1点	評価：0点	評価：2点

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
基準D 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること			
<p>特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること。(開設指針別表第3の-4)</p> <p>(1) 電気通信設備の設計、工事、維持及び運用を行う場合にデータの誤入力又は誤設定その他の誤りが容易に生じないための対策</p> <p>(2) 通信量又は制御信号の増加を考慮した設備量を確保するための対策</p> <p>(3) ソフトウェアの欠陥による障害の対策</p> <p>↓ (次頁)</p>	<p>1 人為ミスの防止対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手順書のチェック体制を強化。 ・利用者への影響度に応じ、工事の実施時間帯をルール化。隔週で社内における工事情報の共有化を実施し、工事が適正な時間帯で行っているかを確認。 ・社内ポータルサイトを構築し、トラブル事例やヒヤリ・ハット事例などを公開・共有。過去のトラブルを基にしたロールプレイングを毎月実施。 <p>2 設備容量の確保対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定や見直し時において、トラヒック需要予測に基づき所要設備容量を算出し、設備容量を確保。この際、端末ソフトウェア更新時の影響等も考慮。 <p>3 ソフトウェアバグの防止対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入されたソフトウェアが要求仕様を満足しているかどうか開発部門が試験・評価を実施。 ・試験・評価が完了したソフトウェアについては、運用部門において、数局程度の商用網で実検証を行ったのち、順次規模を拡大して全国に展開。 	<p>1 人為ミスの防止対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内ガイドラインを策定し、設備の工事実施承認の手法を確立することにより、工事管理体制を明確化。 ・工事開始前に、作業の危険箇所や危険工程を特定することを作業員に義務付け。 ・各種会議を定期的開催し、作業員の意識向上と情報の共有を実施。また過去の事例を題材にして危険探知を行うトレーニングなどを定期的実施。 <p>2 設備容量の確保対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回、直近のトラヒック状況を踏まえた需要予測を策定し、設備を増強。企画・技術・運用・建設各部門が連携し予測とのかい離を定期的に確認し、必要に応じ、更なる設備増強を実施。 <p>3 ソフトウェアバグの防止対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入されたソフトウェアについては、システム導入前にベンダと連携して要求仕様の充足性やソフトウェアの不具合の有無を検証。 ・検証されたソフトウェアは、限定的な範囲での先行適用を行った後、規模を拡大して本格適用。 	<p>1 人為ミスの防止対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画段階におけるミスを防止するため、作成した手順書は管理職が確認した上で承認。 ・手順書以外の手順による工事を禁止し、作業については、社員自ら又は社員監督下においてベンダが実施。 ・ミスやヒヤリ・ハット事案について原因・対策などを含めデータベース化し関係機関で共有。部門間で連携して訓練を行うなどのスキル向上策を実施。 <p>2 設備容量の確保対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去のトラヒックのトレンドや端末のシェア予測を踏まえ算出した需要予測に基づき設備容量を確保。設備の運用開始後は、定期的な容量管理を行い、基準値を上回った場合には導入部門において設備増強を検討。 <p>3 ソフトウェアバグの防止対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入されたソフトウェアについて、自社とベンダでそれぞれ検証試験を実施し、問題の有無を確認。 ・検証されたソフトウェアは、小規模な商用設備に先行適用して正常性を確認した上で、規模を拡大して商用サービスを展開。

<p>4 その他対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔操作による一次対応で障害の復旧ができなかった場合、現地保守拠点による二次対応を実施。復旧までの長期間化が予想される場合には、高度技術者（約200名）による技術支援を実施。 ・基地局装置に搭載する設備について、カード枚数の拡張によりリソースを確保できる仕組みを具備。 ・利用者に対して、報道機関等やホームページにおいて事故情報を告知。 ・事故が発生した場合、原因分析・再発防止のためベンダと連携して分析調査を行い再発防止策を策定。全国に情報展開。 	<p>4 その他対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時、遠隔操作による一次対応で障害の復旧ができなかった場合、現地保守拠点による二次対応を実施。障害が複雑化した場合、機器ベンダから支援を受け対応。 ・冗長化に加えオンライン予備機を配備するなど事故発生後1時間以内に復旧させるための取り組みを実施。 ・事故情報を利用者に迅速に伝達するためツイッターなどを活用。 ・事故の発生原因に応じ、再発防止策を立案し、マニュアル類の更新や継続的な訓練を実施。再発防止策は全国の事業所で情報共有。 	<p>4 その他対策の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時、支障規模によりランク分けをし、中規模以上の事故が起きた場合は全社体制で復旧を実施。短期収束のため、事故発生30分以内に設備の切り離しなどの行動を取ることをルール化。 ・設備冗長の形態としてプール構成を採用することなどにより事故発生時におけるサービスの継続性を担保。 ・対外告知基準に基づき、事故情報をホームページなどで公表。 ・設備の故障や品質劣化が生じた場合には、その原因を解析し、対策を講じたのち、その対策の効果も検証し再発防止策を立案。
<p>NTTドコモ & KDDI/沖縄セルラー電話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「人為ミスの防止対策」の観点では、いずれの申請も、発生した事故事案を社内でも共有し、それを踏まえて訓練を行うなどの人為ミスの防止のための対策を行うこととしており、両者の申請を同等と評価。 ・「設備容量の確保対策」の観点では、いずれの申請も、トラフィック需要を踏まえ設備量を設定するなど設備量の確保のための対策を行うこととしており、両者の申請を同等と評価。 ・「ソフトウェアバグの防止対策」の観点では、いずれの申請も、納入されたソフトウェアが要求仕様に合致しているかどうか確認を行うとともに、実検証を行う範囲を小規模な商用設備から順次拡大していくなどソフトウェアバグ防止のための対策を行うこととしており、両者の申請を同等と評価。 ・「その他対策」の観点では、いずれの申請も、事故発生時における復旧及び利用者への事故情報の提供に関する計画を有しているほか、事故原因の分析や再発防止策の検討などを行うこととしており、両者の申請を同等と評価。以上により両者の申請を同等と評価。 	
<p>NTTドコモ & ソフトバンクモバイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記と同じ理由により、両者の申請を同等と評価。 	
<p>KDDI/沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記と同じ理由により、両者の申請を同等と評価。 	
<p>対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの3者はいずれも同等。 		
<p>評価：0点</p>	<p>評価：0点</p>	<p>評価：0点</p>

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
基準E 多数の者に対する電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること			
<p>多数の者（既存事業者及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者を除く。）に対する、電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。（開設指針別表第3の－5）</p> <div data-bbox="215 632 539 783" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><用語注> L2接続：加入者パケット交換機（SGW）等のレイヤ2での接続 L3接続：中継パケット交換機（PGW）等のレイヤ3での接続</p> </div> <p style="text-align: center;">↓（次頁）</p>	<p>1 サービス提供方法の多様性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4世代移動通信システム向けに接続約款（L2接続及びL3接続）並びに卸電気通信役務（L2接続及びL3接続）であるデータプラン型、帯域幅課金型又は総合利用型による標準プランを設定。MVNOを希望する事業者向けの一元的な窓口を設置。 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」上、「注視すべき機能」とされている料金情報提供機能、課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能、大容量コンテンツ配信機能、SMS接続、端末情報提供機能等について設定。 二種指定ガイドラインに基づきMVNO事業者からの具体的な要望に応じて適時適切に対応。 <p>2 サービス提供対象者の多数性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度末までの毎年ごとのMVNO契約見込数を作成（平成31年度末に約1,000万契約を計画）。 現在までに181社からの申し込み・問合せがあり56社と商談が進行中であり、当該状況について添付。 	<p>1 サービス提供方法の多様性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4世代移動通信システム向けに接続約款（L2接続及びL3接続）並びに卸電気通信役務（L2接続・L3接続・再販型）の標準プランを利用データ量や帯域幅等の単位の料金体系により提供し、問合せ窓口とともに公表。 MVNO事業の支援を目的とした子会社を設立し、モバイル事業への参入を希望する事業者と連携したサービスを提供。 MVNO事業者からの要望にあわせ、柔軟で適切な提供料金を設定。 <p>2 サービス提供対象者の多数性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末に約800万契約を計画。 平成26年度上半期のみで約20社からMVNOに関する相談・協議を受付。 	<p>1 サービス提供方法の多様性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4世代移動通信システム向けに卸電気通信役務（L2接続及びL3接続）の標準プランを帯域幅又は契約者回線単位の料金体系により提供するほか、接続約款（L2接続）その他の方法を設定。問合せ窓口とともに公表。 MVNO事業促進のため、M2Mビジネスを総合的にサポートするサービスを提供。また、SMS・IP着信方式などによる遠隔操作サービスを提供。 標準プラン以外の提供方法や接続方法についても、MVNO事業者と協議して対応。 <p>2 サービス提供対象者の多数性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年末までの毎年ごとのMVNO事業者見込数及び契約見込数を作成（平成31年末に109のMVNO事業者から約625万契約を計画）。 平成26年9月末までに75件の問合せに対応

<p>NTTドコモ & KDDI/沖縄セルラー電話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「サービスの提供方法の多様性」の観点では、いずれの申請も卸電気通信役務の標準プラン及び接続約款それぞれにおいて、L2接続及びL3接続の双方の機能を提供することを計画していること、また、標準プラン以外の提供条件等についても柔軟に対応を行うとしているほか、MVNOの運営を支援するための各種取組みを行うこととしていることから、両者の申請を同等と評価。 ・「サービス提供対象者の多数性」の観点では、NTTドコモの申請は、平成31年度末までのMVNO契約見込数を年次で明記するとともに、現在商談が進んでいる者の対応状況を資料として添付しており、KDDI/沖縄セルラー電話に比して具体的計画を有していることから、より優位と評価。なお、KDDI/沖縄セルラー電話のMVNO契約見込数は認定の有効期間後（平成32年度末）のものであることから、評価の対象としない。以上から、NTTドコモの申請は、KDDI/沖縄セルラー電話の申請よりも計画が優位と評価。 	
<p>NTTドコモ & ソフトバンクモバイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「サービスの提供方法の多様性」の観点では、NTTドコモの申請は、接続約款においてL3接続機能を提供することとしており、ソフトバンクモバイルの申請と比べて具体的な計画を有していることから、より優位と評価。 ・「サービス提供対象者の多数性」の観点では、NTTドコモの申請は、現在商談が進んでいる者の対応状況を資料として添付しており、ソフトバンクモバイルの申請に比べて具体的計画を有していることから、より優位と評価。以上から、NTTドコモの申請は、ソフトバンクモバイルの申請よりも計画が優位と評価。 	
<p>KDDI/沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「サービスの提供方法の多様性」の観点では、KDDI/沖縄セルラー電話の申請は、接続約款においてL3接続機能を提供することを計画しており、ソフトバンクモバイルに比べて具体的な計画を有していることから、KDDI/沖縄セルラー電話の申請を優位と評価。 ・「サービス提供対象者の多数性」の観点では、ソフトバンクモバイルの申請は、平成31年末までの毎年のMVNO事業見込み者及び契約見込数を明らかにしており、KDDI/沖縄セルラー電話の申請に比べて具体的計画を有していることから、ソフトバンクモバイルの申請をより優位と評価。なお、KDDI/沖縄セルラー電話のMVNO契約見込数は認定の有効期間後（平成32年度末）のものであることから、評価の対象としない。以上から、両者の申請を同等と評価。 	
<p>対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモは、KDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの2者よりも申請が優位。 ・ KDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの2者はいずれも同等。 		
<p>評価：2点</p>	<p>評価：0点</p>	<p>評価：0点</p>

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
基準 F 指定済周波数を有していないこと又は指定済周波数に対する契約数の割合がより大きいこと			
<p>申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている指定済周波数（別表第2の14（一）に定める者（別表第1の16から18までに規定する通信に係る者に限る。）又は同4（二）（（2）に係る部分に限る。）若しくは（三）（（2）に係る部分に限る。）に定める者に割り当てている周波数を含む。）の幅に対する当該指定済周波数に係る電気通信役務の契約数（同4（一）に定める者（別表第1の16から18までに規定する通信に係る者に限る。）又は同4（二）（（2）に係る部分に限る。）若しくは（三）（（2）に係る部分に限る。）に定める者の周波数に係る電気通信役務の契約数を含む。）がより大きいこと。（開設指針別表第3の-6）</p>	<p>平成26年9月時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定済周波数（160MHz）当たりの契約数※：40.18万契約／MHz <p>※ 契約数は、電気通信事業報告規則による報告値から算出。</p>	<p>平成26年9月時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定済周波数（160MHz）当たりの契約数※：26.75万契約／MHz <p>※ 契約数は、電気通信事業報告規則による報告値から算出。</p>	<p>平成26年9月時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定済周波数（170MHz）当たりの契約数※：23.13万契約／MHz <p>※ 契約数は、電気通信事業報告規則による報告値から算出。</p>
<p>いずれの申請も、既存事業者からの申請であることから、全ての既存事業者の平均値（29.88万契約／MHz）に対する、各申請者の指定済周波数に対する契約数の大小により評価することとする。 当該平均値より指定済周波数当たりの契約数の値が大きいのは、NTTドコモの申請のみであることから、NTTドコモの申請を評価。</p>			
評価：2点		評価：0点	評価：0点

競願時審査基準（第1基準） 審査結果

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル																																																																																																																														
基準G 認定から4年後の年度末における、指定済周波数による人口カバー率がより大きいこと																																																																																																																																	
<p>認定日から起算して4年を経過した日の属する年度の末日の計画において次に掲げる値により定める人口カバー率を5%単位で切り上げた値*がより大きいこと。（開設指針別表第3の-7）</p> <p>*100分の5で除した値（1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。）</p> <p>(一) メッシュ（申請者の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、全国の人口で除した値</p> <p>(二) メッシュ（申請者の指定済周波数を使用する基地局（屋内等に設置するものを除き、設備規則第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものであって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもののうち、次の（1）から（4）までに掲げるチャンネル間隔（キャリアアグリゲーション技術を利用する場合にあっては、合計したチャンネル間隔）に応じ、一の陸上移動局への送信においてそれぞれ当該（1）から（4）までに定める空中線を使用するもの（（4）に定める一の空中線を使用する場合以外の場合にあっては、空間多重方式を用いるものに限る。）に限る。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、全国の人口で除した値</p> <p>(1) 5MHz 8以上の空中線 (2) 10MHz 4以上の空中線 (3) 15MHz以上25MHz以下 2以上の空中線 (4) 30MHz以上 1以上の空中線</p> <p style="text-align: center;">↓（次頁）</p>	<p>1 基地局による人口カバー率の観点</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成26年度末</td><td>71,101</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成27年度末</td><td>71,125</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成28年度末</td><td>71,214</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成29年度末</td><td>71,214</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成30年度末</td><td>71,214</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成31年度末</td><td>71,214</td><td>99.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>2 4G基地局による人口カバー率の観点</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成26年度末</td><td>37,964</td><td>95.0%</td></tr> <tr><td>平成27年度末</td><td>39,954</td><td>95.2%</td></tr> <tr><td>平成28年度末</td><td>41,245</td><td>95.9%</td></tr> <tr><td>平成29年度末</td><td>42,838</td><td>96.2%</td></tr> <tr><td>平成30年度末</td><td>42,986</td><td>96.3%</td></tr> <tr><td>平成31年度末</td><td>42,986</td><td>96.3%</td></tr> </tbody> </table>		開設数	人口カバー率	平成26年度末	71,101	99.8%	平成27年度末	71,125	99.8%	平成28年度末	71,214	99.8%	平成29年度末	71,214	99.8%	平成30年度末	71,214	99.8%	平成31年度末	71,214	99.8%		開設数	人口カバー率	平成26年度末	37,964	95.0%	平成27年度末	39,954	95.2%	平成28年度末	41,245	95.9%	平成29年度末	42,838	96.2%	平成30年度末	42,986	96.3%	平成31年度末	42,986	96.3%	<p>1 基地局による人口カバー率の観点</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成26年度末</td><td>59,787</td><td>99.5%</td></tr> <tr><td>平成27年度末</td><td>59,794</td><td>99.5%</td></tr> <tr><td>平成28年度末</td><td>59,828</td><td>99.5%</td></tr> <tr><td>平成29年度末</td><td>59,828</td><td>99.5%</td></tr> <tr><td>平成30年度末</td><td>67,042</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成31年度末</td><td>67,042</td><td>99.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>2 4G基地局による人口カバー率の観点</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成26年度末</td><td>26,598</td><td>65.9%</td></tr> <tr><td>平成27年度末</td><td>26,598</td><td>65.9%</td></tr> <tr><td>平成28年度末</td><td>26,598</td><td>65.9%</td></tr> <tr><td>平成29年度末</td><td>26,598</td><td>65.9%</td></tr> <tr><td>平成30年度末</td><td>26,598</td><td>65.9%</td></tr> <tr><td>平成31年度末</td><td>26,598</td><td>65.9%</td></tr> </tbody> </table>		開設数	人口カバー率	平成26年度末	59,787	99.5%	平成27年度末	59,794	99.5%	平成28年度末	59,828	99.5%	平成29年度末	59,828	99.5%	平成30年度末	67,042	99.8%	平成31年度末	67,042	99.8%		開設数	人口カバー率	平成26年度末	26,598	65.9%	平成27年度末	26,598	65.9%	平成28年度末	26,598	65.9%	平成29年度末	26,598	65.9%	平成30年度末	26,598	65.9%	平成31年度末	26,598	65.9%	<p>1 基地局による人口カバー率の観点</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成26年度末</td><td>116,804</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成27年度末</td><td>117,412</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成28年度末</td><td>117,854</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成29年度末</td><td>118,085</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成30年度末</td><td>118,085</td><td>99.8%</td></tr> <tr><td>平成31年度末</td><td>118,085</td><td>99.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>2 4G基地局による人口カバー率の観点</p> <p>・各年度末の人口カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成26年度末</td><td>17,244</td><td>49.8%</td></tr> <tr><td>平成27年度末</td><td>17,244</td><td>49.8%</td></tr> <tr><td>平成28年度末</td><td>17,244</td><td>49.8%</td></tr> <tr><td>平成29年度末</td><td>17,244</td><td>49.8%</td></tr> <tr><td>平成30年度末</td><td>17,244</td><td>49.8%</td></tr> <tr><td>平成31年度末</td><td>17,244</td><td>49.8%</td></tr> </tbody> </table>		開設数	人口カバー率	平成26年度末	116,804	99.8%	平成27年度末	117,412	99.8%	平成28年度末	117,854	99.8%	平成29年度末	118,085	99.8%	平成30年度末	118,085	99.8%	平成31年度末	118,085	99.8%		開設数	人口カバー率	平成26年度末	17,244	49.8%	平成27年度末	17,244	49.8%	平成28年度末	17,244	49.8%	平成29年度末	17,244	49.8%	平成30年度末	17,244	49.8%	平成31年度末	17,244	49.8%
		開設数	人口カバー率																																																																																																																														
平成26年度末	71,101	99.8%																																																																																																																															
平成27年度末	71,125	99.8%																																																																																																																															
平成28年度末	71,214	99.8%																																																																																																																															
平成29年度末	71,214	99.8%																																																																																																																															
平成30年度末	71,214	99.8%																																																																																																																															
平成31年度末	71,214	99.8%																																																																																																																															
	開設数	人口カバー率																																																																																																																															
平成26年度末	37,964	95.0%																																																																																																																															
平成27年度末	39,954	95.2%																																																																																																																															
平成28年度末	41,245	95.9%																																																																																																																															
平成29年度末	42,838	96.2%																																																																																																																															
平成30年度末	42,986	96.3%																																																																																																																															
平成31年度末	42,986	96.3%																																																																																																																															
	開設数	人口カバー率																																																																																																																															
平成26年度末	59,787	99.5%																																																																																																																															
平成27年度末	59,794	99.5%																																																																																																																															
平成28年度末	59,828	99.5%																																																																																																																															
平成29年度末	59,828	99.5%																																																																																																																															
平成30年度末	67,042	99.8%																																																																																																																															
平成31年度末	67,042	99.8%																																																																																																																															
	開設数	人口カバー率																																																																																																																															
平成26年度末	26,598	65.9%																																																																																																																															
平成27年度末	26,598	65.9%																																																																																																																															
平成28年度末	26,598	65.9%																																																																																																																															
平成29年度末	26,598	65.9%																																																																																																																															
平成30年度末	26,598	65.9%																																																																																																																															
平成31年度末	26,598	65.9%																																																																																																																															
	開設数	人口カバー率																																																																																																																															
平成26年度末	116,804	99.8%																																																																																																																															
平成27年度末	117,412	99.8%																																																																																																																															
平成28年度末	117,854	99.8%																																																																																																																															
平成29年度末	118,085	99.8%																																																																																																																															
平成30年度末	118,085	99.8%																																																																																																																															
平成31年度末	118,085	99.8%																																																																																																																															
	開設数	人口カバー率																																																																																																																															
平成26年度末	17,244	49.8%																																																																																																																															
平成27年度末	17,244	49.8%																																																																																																																															
平成28年度末	17,244	49.8%																																																																																																																															
平成29年度末	17,244	49.8%																																																																																																																															
平成30年度末	17,244	49.8%																																																																																																																															
平成31年度末	17,244	49.8%																																																																																																																															

NTTドコモ & KDDI/沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地局による人口カバー率」の観点では、いずれの申請も、平成30年度末の指定済周波数を使用する基地局による人口カバー率が95%を超え100%以下の範囲内であることから、両者の申請を同等と評価。 ・「4G基地局による人口カバー率」の観点では、NTTドコモの申請は、平成30年度末の4G基地局の人口カバー率が95%を超え100%以下の範囲であるのに対して、KDDI/沖縄セルラー電話の申請は、平成30年度末の4G基地局の人口カバー率が65%を超え70%以下の範囲であることから、NTTドコモの申請を優位と評価。 <p>以上から、NTTドコモは、KDDI/沖縄セルラー電話よりも申請が優位と評価。</p>	
NTTドコモ & ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地局による人口カバー率」の観点では、いずれの申請も、平成30年度末の指定済周波数を使用する基地局による人口カバー率が95%を超え100%以下の範囲内であることから、両者の申請を同等と評価。 ・「4G基地局による人口カバー率」の観点では、NTTドコモの申請は、平成30年度末の4G基地局の人口カバー率が95%を超え100%以下の範囲であるのに対して、ソフトバンクモバイルの申請は、平成30年度末の4G基地局の人口カバー率が45%を超え50%以下の範囲であることから、NTTドコモの申請が優位と評価。 <p>以上から、NTTドコモは、ソフトバンクモバイルよりも申請が優位と評価。</p>	
KDDI/沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地局による人口カバー率」の観点では、いずれの申請も、平成30年度末の指定済周波数を使用する基地局による人口カバー率が95%を超え100%以下の範囲内であることから、両者の申請は、同等と評価。 ・「4G基地局による人口カバー率」の観点では、KDDI/沖縄セルラー電話の申請は、平成30年度末の4G基地局の人口カバー率が65%を超え70%以下の範囲であるのに対して、ソフトバンクモバイルの申請は、平成30年度末の4G基地局の人口カバー率が45%を超え50%以下の範囲であることから、KDDI/沖縄セルラー電話の申請を優位と評価。 <p>以上から、KDDI/沖縄セルラー電話は、ソフトバンクモバイルよりも申請が優位と評価。</p>	
<p>対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモは、KDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの2者よりも申請が優位。 ・ KDDI/沖縄セルラー電話は、ソフトバンクモバイルの1者よりも申請が優位。 		
評価：2点	評価：1点	評価：0点

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル																																										
基準H 認定から2年後の年度末における、特定基地局又は指定済周波数によるエリア外人口の解消数がより多いこと																																													
<p>認定日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日の計画において、携帯無線通信を利用することが困難な地域のうち、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域（携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの居住区域の全部において、当該特定基地局又は当該基地局若しくは陸上移動中継局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域に限る。）内に居住する者の数の合計を100人単位で切り上げた値*がより大きいこと。（開設指針別表第3の-8） *100で除した値（1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。）</p>	<p>エリア外人口の解消数</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度末のエリア外人口の解消数は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>エリア外人口の解消数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>5,169人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>5,704人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>9,409人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>9,409人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>9,409人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>9,409人</td> </tr> </tbody> </table>		エリア外人口の解消数	平成26年度末	5,169人	平成27年度末	5,704人	平成28年度末	9,409人	平成29年度末	9,409人	平成30年度末	9,409人	平成31年度末	9,409人	<p>エリア外人口の解消数</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度末のエリア外人口の解消数は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>エリア外人口の解消数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>115人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>418人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>418人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>418人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>418人</td> </tr> </tbody> </table>		エリア外人口の解消数	平成26年度末	0人	平成27年度末	115人	平成28年度末	418人	平成29年度末	418人	平成30年度末	418人	平成31年度末	418人	<p>エリア外人口の解消数</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度末のエリア外人口の解消数は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>エリア外人口の解消数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>1,647人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>2,128人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>2,310人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>2,310人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>2,310人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>2,310人</td> </tr> </tbody> </table>		エリア外人口の解消数	平成26年度末	1,647人	平成27年度末	2,128人	平成28年度末	2,310人	平成29年度末	2,310人	平成30年度末	2,310人	平成31年度末	2,310人
		エリア外人口の解消数																																											
	平成26年度末	5,169人																																											
	平成27年度末	5,704人																																											
	平成28年度末	9,409人																																											
	平成29年度末	9,409人																																											
平成30年度末	9,409人																																												
平成31年度末	9,409人																																												
	エリア外人口の解消数																																												
平成26年度末	0人																																												
平成27年度末	115人																																												
平成28年度末	418人																																												
平成29年度末	418人																																												
平成30年度末	418人																																												
平成31年度末	418人																																												
	エリア外人口の解消数																																												
平成26年度末	1,647人																																												
平成27年度末	2,128人																																												
平成28年度末	2,310人																																												
平成29年度末	2,310人																																												
平成30年度末	2,310人																																												
平成31年度末	2,310人																																												
NTTドコモ & KDDI／沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> NTTドコモの申請は、平成28年度末のエリア外人口の解消数が9,400人を超え9,500人以下の範囲であるのに対して、KDDI／沖縄セルラー電話の申請は、平成28年度末のエリア外人口の解消数が400人を超え500人以下の範囲であることから、NTTドコモの申請を優位と評価。 																																												
NTTドコモ & ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> NTTドコモの申請は、平成28年度末のエリア外人口の解消数が9,400人を超え9,500人以下の範囲であるのに対して、ソフトバンクモバイルの申請は、平成28年度末のエリア外人口の解消数が2,300人を超え2,400人以下の範囲であることから、NTTドコモの申請を優位と評価。 																																												
KDDI／沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> ソフトバンクモバイルの申請は、平成28年度末のエリア外人口の解消数が2,300人を超え2,400人以下の範囲であるのに対して、KDDI／沖縄セルラー電話の申請は、平成28年度末のエリア外人口の解消数が400人を超え500人以下の範囲であることから、ソフトバンクモバイルの申請を優位と評価。 																																												
<p>対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTTドコモは、KDDI／沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの2者よりも申請が優位。 ソフトバンクモバイルは、KDDI／沖縄セルラー電話の1者よりも申請が優位。 																																													
評価：2点		評価：0点	評価：1点																																										

審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
基準A～H集計			
適合の度合いがより高いこと。(開設指針別表第3の一)	基準A：2点(特定基地局の人口カバー率が大きい) 基準B：2点(高度特定基地局数が多い) 基準C：1点(計画が優位) 基準D：－ 基準E：2点(計画が優位) 基準F：2点(契約数の割合が大きい) 基準G：2点(4G基地局の人口カバー率が大きい) 基準H：2点(エリア外人口の解消数が大きい)	基準A：－ 基準B：－ 基準C：－ 基準D：－ 基準E：－ 基準F：－ 基準G：1点(4G基地局の人口カバー率が大きい) 基準H：－	基準A：－ 基準B：1点(高度特定基地局数が多い) 基準C：2点(計画が優位) 基準D：－ 基準E：－ 基準F：－ 基準G：－ 基準H：1点(エリア外人口の解消数が大きい)
基準Aから基準Hまでの結果をとりまとめ、合計点数を評価する。			
評価：13点		評価：1点	評価：4点

以上のように、NTTドコモが最高点を獲得しており、競願時審査基準(基準Aから基準Hまで)の適合の度合いが最も高いため、開設指針第6項第6号の規定により、同社が第1希望とする3,480MHzを超え3,520MHz以下の周波数(Lowバンド)を同社に割り当てる。

また、ソフトバンクモバイルがNTTドコモの次に高い点を獲得しているため、同社が第1希望とする3,560MHzを超え3,600MHz以下の周波数(Highバンド)を割り当てる。最後に、KDDI／沖縄セルラー電話が第2希望とする3,520MHzを超え3,560MHz以下の周波数(Middleバンド)を同社に割り当てる。

また、開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨、開設計画の内容等を踏まえ、次の条件を付することとする。

<認定の条件>

- 第4世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に努めること。
- 周波数の割当てを受けていない者に対する、電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。
- 本年6月に成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、人為ミスなどによる電気通信事故を防止するための対策を行うなどの電気通信設備の安全・信頼性の向上に努めること。
- 周波数のひっ迫により電波の有限希少性が増大していることに鑑み、割当済周波数を使用する基地局による携帯電話サービスの高速化及び広域化に努めること。特に、携帯電話が国民にとって重要な生活手段になっていることに鑑み、携帯電話不感地域の住民ニーズを的確に把握し、当該地域における基地局の開設に努めること。

(KDDIのみに付与される条件)

- 通信量が特に多い都市部において、利用者利便が損なわれることのないよう、特定ひっ迫区域における高度特定基地局の開設の一層の促進に努めること。

<参考>

基準Aから基準Hまでの審査で順位が確定したため、基準Iの審査は行わないが、各社の申請内容は以下のとおり。

競願時審査基準（第2基準） 申請内容																																																																		
審査事項	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル																																																															
基準I 認定から4年後の年度末における、特定基地局又は指定済周波数による面積カバー率がより大きいこと																																																																		
<p>認定日から起算して4年を経過した日の属する年度の末日の計画において、面積カバー率※を1%単位で切り上げた値※※がより大きいこと。（開設指針別表第3の-9）</p> <p>※メッシュ（陸上に係るものであって、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、メッシュ（陸上に係るものに限る。）の総数で除した値をいう。</p> <p>※※100分の1で除した値（1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。）</p>	<p>基地局の面積カバー率</p> <p>・各年度末の面積カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>面積カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>71,101</td> <td>57.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>71,125</td> <td>57.5%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>71,214</td> <td>57.5%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>71,214</td> <td>57.5%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>71,214</td> <td>57.5%</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>71,214</td> <td>57.5%</td> </tr> </tbody> </table>		開設数	面積カバー率	平成26年度末	71,101	57.5%	平成27年度末	71,125	57.5%	平成28年度末	71,214	57.5%	平成29年度末	71,214	57.5%	平成30年度末	71,214	57.5%	平成31年度末	71,214	57.5%	<p>基地局の面積カバー率</p> <p>・各年度末の面積カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>面積カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>59,787</td> <td>53.0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>59,794</td> <td>53.0%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>59,828</td> <td>53.0%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>59,828</td> <td>53.0%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>67,042</td> <td>54.3%</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>67,042</td> <td>54.3%</td> </tr> </tbody> </table>		開設数	面積カバー率	平成26年度末	59,787	53.0%	平成27年度末	59,794	53.0%	平成28年度末	59,828	53.0%	平成29年度末	59,828	53.0%	平成30年度末	67,042	54.3%	平成31年度末	67,042	54.3%	<p>基地局の面積カバー率</p> <p>・各年度末の面積カバー率等は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設数</th> <th>面積カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>116,804</td> <td>63.1%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>117,412</td> <td>63.8%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>117,854</td> <td>64.8%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>118,085</td> <td>64.8%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>118,085</td> <td>64.8%</td> </tr> <tr> <td>平成31年度末</td> <td>118,085</td> <td>64.8%</td> </tr> </tbody> </table>		開設数	面積カバー率	平成26年度末	116,804	63.1%	平成27年度末	117,412	63.8%	平成28年度末	117,854	64.8%	平成29年度末	118,085	64.8%	平成30年度末	118,085	64.8%	平成31年度末	118,085	64.8%
		開設数	面積カバー率																																																															
平成26年度末	71,101	57.5%																																																																
平成27年度末	71,125	57.5%																																																																
平成28年度末	71,214	57.5%																																																																
平成29年度末	71,214	57.5%																																																																
平成30年度末	71,214	57.5%																																																																
平成31年度末	71,214	57.5%																																																																
	開設数	面積カバー率																																																																
平成26年度末	59,787	53.0%																																																																
平成27年度末	59,794	53.0%																																																																
平成28年度末	59,828	53.0%																																																																
平成29年度末	59,828	53.0%																																																																
平成30年度末	67,042	54.3%																																																																
平成31年度末	67,042	54.3%																																																																
	開設数	面積カバー率																																																																
平成26年度末	116,804	63.1%																																																																
平成27年度末	117,412	63.8%																																																																
平成28年度末	117,854	64.8%																																																																
平成29年度末	118,085	64.8%																																																																
平成30年度末	118,085	64.8%																																																																
平成31年度末	118,085	64.8%																																																																